

働き方改革推進支援セミナー

～労働基準法の基本と働き方改革～

本セミナーでは《36協定》などを主題に、労働基準法の基本と働き方改革について解説いたします。事業主、人事労務担当者の皆様のご参加をお待ちしております。

<説明する主な内容>

● **労働基準法の基本** ● **36協定※と時間外労働上限規制** ほか

～※36協定（時間外・休日労働に関する協定届）とは～

法定労働時間（1日8時間1週40時間）を超えて労働させる場合や休日労働をさせる場合には、会社はあらかじめ従業員の過半数を代表する者や労働組合と書面により協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届出なければなりません。

《開催日時と会場》 ※当日は専門家による個別相談の時間を設けております（予約優先）

日時：令和4年6月20日（月）14:00～16:00

会場：斐川町商工会「2階会議室」 出雲市斐川町上庄原 1749-3

本件に関するお問い合わせ先

島根働き方改革推進支援センター（島津、美多）〒690-0886 松江市母衣町 55 番地4

（フリーダイヤル）**0120-514-925**（メール）hatarakikata@shimanekeikyo.com

主催／島根働き方改革推進支援センター（運営：島根県経営者協会） 協力／斐川町商工会

「働き方改革推進支援セミナー」参加申込書

島根働き方改革推進支援センター 行

FAX **0852-67-3821**

事業所名			
所在地	〒 -		
TEL			FAX
個別相談	<input type="checkbox"/> 希望する（希望する場合は☑をしてください）		
申込担当者			所属・役職
参加者名			所属・役職

※お預かりした個人情報につきましては、関係法令を順守し適正に管理いたします

～新型コロナウイルス感染防止のため、ご参加の皆様にご協力をお願いしております。ご理解とご協力をお願いいたします～

- 体調のすぐれない方は参加をお控えください
- 受付時の検温で37.5℃を超える場合、入場をお断りする場合があります
- 参加者の皆様にはマスク着用をお願いしております
- 入室時に備え付けの消毒液で消毒をお願いしております
- 新型コロナウイルスの状況によっては、やむを得ず本セミナーを中止させていただく場合があります